

大阪市こども計画（素案）

計画の趣旨・基本的な考え方について

目次	
これまでの主なご意見	P 1
計画の背景・趣旨	P 5
計画の位置づけ（関連計画）	P 6
計画の期間・対象	P 7
基本的な考え方	P 8
基本理念	P 9
重視する視点	P10
大阪市のまち像	P11
基本方向	P12
各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標	P13

【各委員の主なご意見】

- 年齢別転入数によると、20～29歳の転入数が多く、要因分析が必要
- 外国人住民が顕著に増加しており、こどもの貧困やヤングケアラーとも関連するため外国人住民に対する支援施策が必要
- いじめ・不登校の認知件数が増加しており、要因分析が必要
- 不登校については、就学前の乳幼児期から就学後まで、保健師、スクールカウンセラー等専門職の連携と切れ目ない支援が必要
- 重視する視点の「5長期的な視野に立って切れ目なく支援します」に「妊娠前から」という観点がしっかり入り込んで表に出てくるとよいのではないかと
- 「楽しい」「行きたい」と思えるような学校になるように考えてほしい
- 重視する視点に「ウェルビーイング」の観点を入れるべきではないかと
- 「自立」という言葉よりも、「幸せな状態で成長する」という言葉が前面に出る方がよい
- 「大阪らしさ」が出せていない。「距離感が近くて声をかけてくれる人が多い」などが大阪らしさであり、「社会総がかりでこども・若者をはぐくむ」の視点が子育てしている人にとっては重要
- 「こどもの主体性を大切にする」という視点が大事。計画として掲げることも大事だが、浸透させることがさらに重要
- 大阪市のまち像の「地域で触れ合える機会を創出」という点について、すでにあるものを評価するためにも「拡充」の要素を加えた方がよい
- デジタル技術の活用等、子育ての仕方が大きく変わっているが、地域での触れ合いも必要

【各委員の主なご意見】

➤ 新計画の量の見込み・確保の方策について

- 児童いきいき放課後事業について、数の確保の上では問題ないが、今後は教室の広さやスタッフなどの質の問題がとても大事になる。
- ニーズ調査結果の割合をそのまま量の見込みにあてはめてよいのか疑問。
- 保育人材を確保できない中での量の確保は非常に危険であるため、保育の質やこどもの安全についてもしっかり検討していただきたい。
- 大阪市は様々な保育人材確保対策を展開しており感謝しているが、職員が確保できても、職員の育成に対する課題感は継続しており、質の確保が今後も課題である。
- 外国籍の若い夫婦が増えており現場で苦慮しているため市として支援をしていただきたい。

➤ 新計画の趣旨・基本的な考え方について

- 地域子育て支援や預かり保育などの情報が市民にいきわたっていないところがあるためしっかり広報してほしい。外国人も増えてきており、制度に関して、例えば中国語やベトナム語などのホームページを整備していただければ、保育現場でも説明がしやすくなる。
- 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続推進について、現場レベルで現実的に連携できるよう、保育・幼児教育センター主導で良い案を検討していただきたい。
- はぐくみ指標に「妊婦健康診査の受診率」とあるが、妊娠の届け出をしない方や妊婦検診の受診が途絶える方を対象にした対策がとても難しいと感じる。
- 乳幼児期の性教育が浸透していないが、人権擁護の観点で非常に大切。プラスイメージの取組が市の方針として何か（計画に）組み込まれるとよい。
- こどもの疾病や障がい、こどもの育てにくさ、発達に課題があるといった保護者からの相談がかなり増えている。現場でも課題感を抱えており、もっと力を入れていきたいところである。
- 重点施策の基本方向3に「自立」という言葉があるが、資料前半の表現とのずれがある。

【各委員の主なご意見】

- 重視する視点の6と7について、市民の視点があまり感じられない。「行政が」というよりは、「大阪市民を含めた全体で」という要素が読み取れるようになるとさらに良いものになるのではないか。
- 「こどもの視点を大事にする」ということを伝えるため、重視する視点などの全体をまとめた“こどもに見せる版”のようなものがあればいいと思う。自分がかげがえのない存在だということにもつながるし、公的なものにこどもがアクセスしやすくなることで、こどものことをこどもがいない場所で話すということを解決する一つの手助けにもなるのではないか。
- こどもをまんなかにして、家族という単位だけでなく、地域や学校、みんなでこどもを育て、ウェルビーイングを育成していく、そういう大阪市、ということが見えるような計画になるといい。
- こどもを育む上で、地域で見守る人たちの力は大きく、その手助けになるようなことを盛り込めたらいいと思う。
- 不登校が増加、低年齢化しているが、出産前、乳幼児からずっと支えられていくことで不登校を生まないような予防的視点に立った施策や、粘り強く寄り添って立ち直りを支援する仕組み、居場所づくり、教育現場におけるSSW等の人員確保が必要
- 不登校には2種類あり、一つは家庭環境やいじめの問題等が背景にあるもの、もう一つは行かない方が楽しいから行かない、学校に行く必要性を感じないという理由によるもの。後者のようなこどもたちがいるという視点があれば、幅広い計画になるのではないか。
- ライフステージ別に設定し、整理されている点が大変わかりやすい。
- 若者に対する施策が薄いように感じるため、基本方向3が設定されたことにより若者向けの施策が進んでいくことを期待している。
- 貧困を脱してウェルビーイングな人生を送るためには、それぞれの個性を活かした働き方が非常に大事。専門学校への進学を否定的に捉える等、こどもの希望する進路を否定することがないよう、学校でのキャリア教育の在り方を考えていただきたい。
- 外国にルーツがあるこどもの保護者とコミュニケーションをとるのが難しく、有償ボランティアも確保しづらい状況
- こどもを保育施設に預けた時から地域との繋がりが途絶えがちであるが、妊婦期から地域と繋がり続けることが大事だということを訴えていかねければならない。

【各委員の主なご意見】

- 基本方向1に「保育所等の事故防止の取組強化事業（巡回指導等）」とあるが、昨今、保育士の不適切保育の問題もあるので視野を広げてほしい。また、基本方向4に「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」とあるが、例えば、東京都の教育委員会は学校で性被害が生じたときの判断基準を整理しており、良いガイドラインだと感じた。性被害はこどもを傷つけるものなので、保育・教育関係でもこうしたことを視野に入れていただきたい。
- 性被害の話に関連して、男女平等と言いながら、幼稚園・保育園では保護者から男性職員に対し意見を言われるのが現状。非常にデリケートな問題であり、かつ判断基準も難しいと感じる。
- 基本方向3の青年期や基本方向5のはぐくみ指標「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」など、めざすべき目標やはぐくみ指標に向かっていくと考えたとき、その下にある施策がうまくマッチしていないと思うところがある。
- 青年期については、すべての若者に行き届くような支援はないことがわかる。
- 最近のニュースで見たが、学校に行きやすくするために不登校のこども用に部屋を作る八尾市や神戸市の取組は、どんなふうにしようというのがわかりやすいと感じた一方で、大阪市は教育や保育の質の向上、研修、巡回など様々な事業をされていると思うが、それゆえか、どこに力を注いでいるのか全体がわかりにくく、これでめざすべき目標像に本当に進んでいけるのか少し不安になる。
- 「外国人のための相談」と「ヤングケアラー外国語通訳派遣事業」は個に対する支援であるのに対し、「識字・日本語教育の推進」は集団、グループに対する支援。識字・日本語教育の活動は、言葉だけではなく日本の文化や外国の文化を互いに学ぶことができるので、集団での交流に意識的に取り組むことが今後非常に大事。
- 基本方向1の「乳幼児期の教育・保育内容の充実」や「待機児童を含む利用保留児童の解消」、「保育の質を向上します」は、どれも人材確保が必要なのに、重点施策の「待機児童を含む利用保留児の解消」だけが人材確保策となっている。ここにはこれが一番大事だというのが見えにくいので、はっきりさせた方がよい。
- 不登校について「（学校に）行かない方が楽しいから行かない」という若者の意見を初めて知ったが、その考え方を踏まえると、基本方向2の「不登校等への対応」の下にある施策の内容が少し変わってくるのではないかと。
- 基本方向4の「障がいのあるこどもと家庭への支援」にある「児童発達支援事業」や「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援事業」は注目している事業なので、重点施策として指標を加えていただけるとありがたい。
- 重点施策となる事業とそうでない事業をどう決めているのか、きちんと説明できるとよい。
- 各区が区の特性に合わせ様々な良い取組をしているので、計画にぜひのせてほしい。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど特別支援教育も含め、学校をサポートする人材について、地域や社会全体で学校教育を支えていくといった点がもう少し出てきてもよい。

大阪市こども計画策定の背景・趣旨

策定の背景

- 我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。
- 平成24年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして「大阪市こども・子育て支援計画」（第1期：平成27～31年度、第2期：令和2～6年度）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。
- 令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」第10条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

- 本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、大阪市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定します。
- 本計画は、「大阪市こども計画」とし、次の各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして策定します。
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

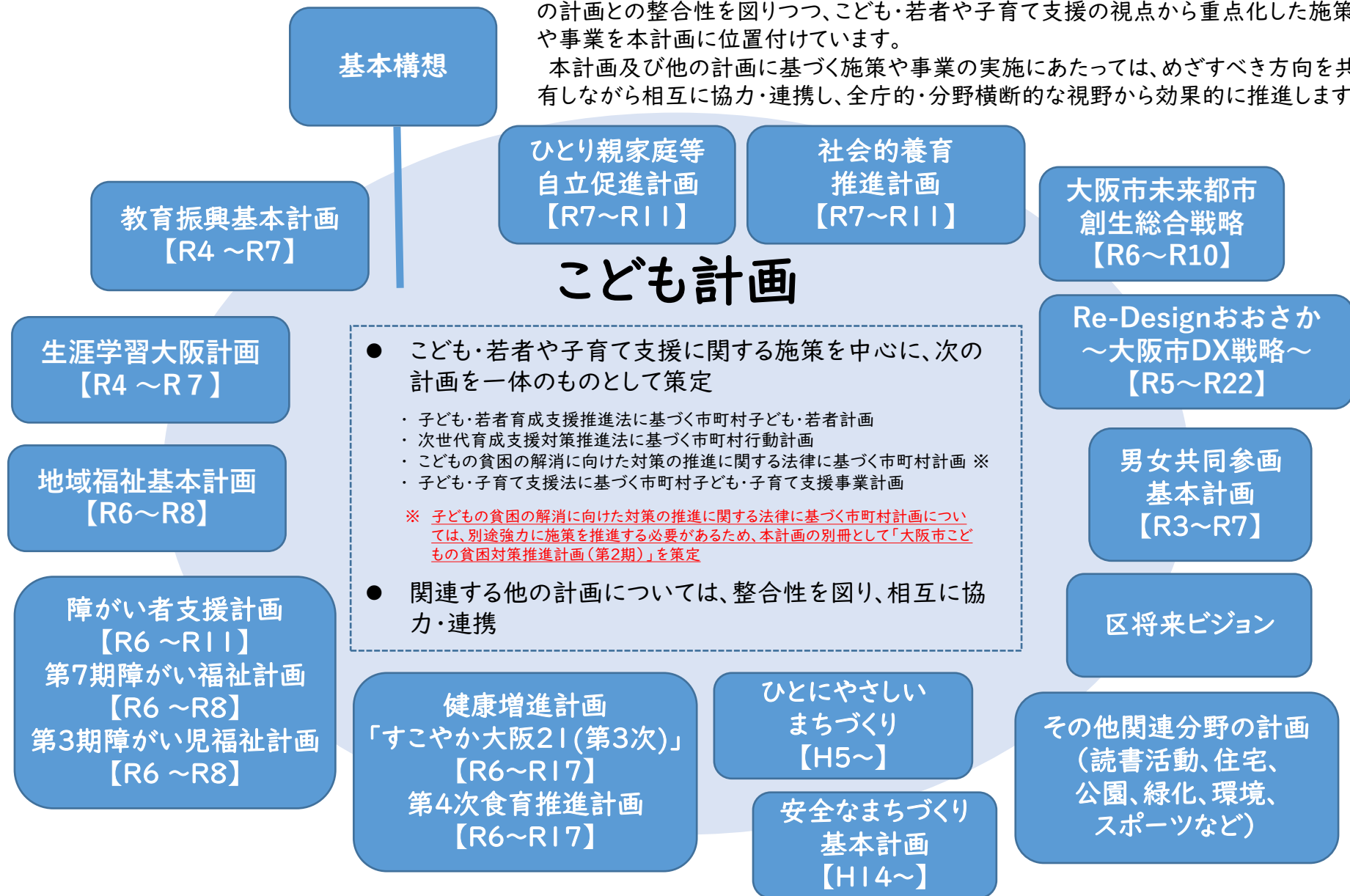
大阪市こども計画の位置づけ（関連計画）

◆本計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置付けています。

本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



大阪市こども計画の計画期間・対象

計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

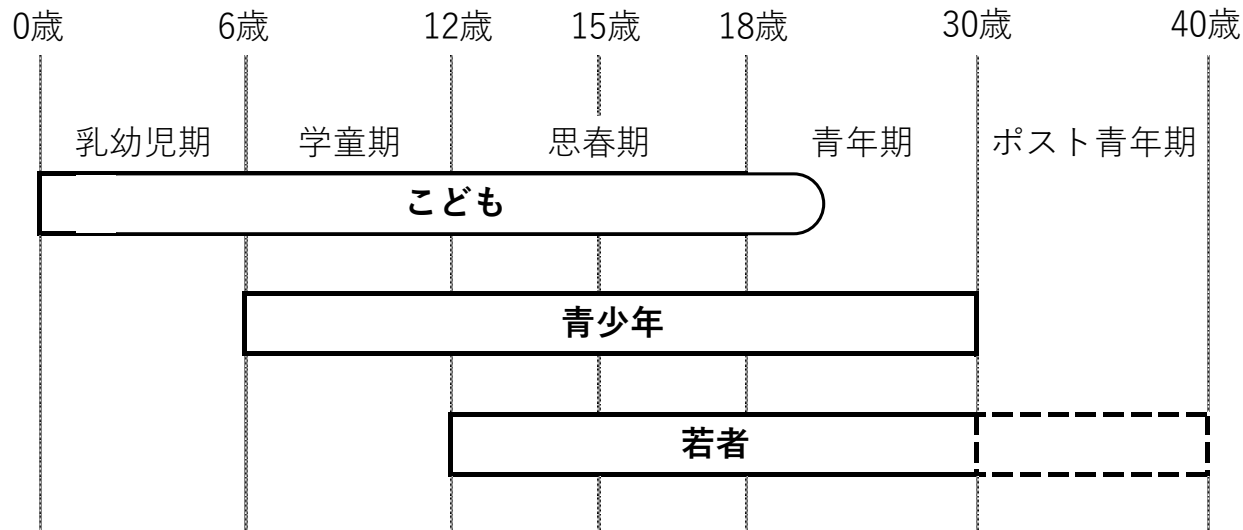
- こども基本法における、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。
- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとする。

《本計画における定義》

こども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

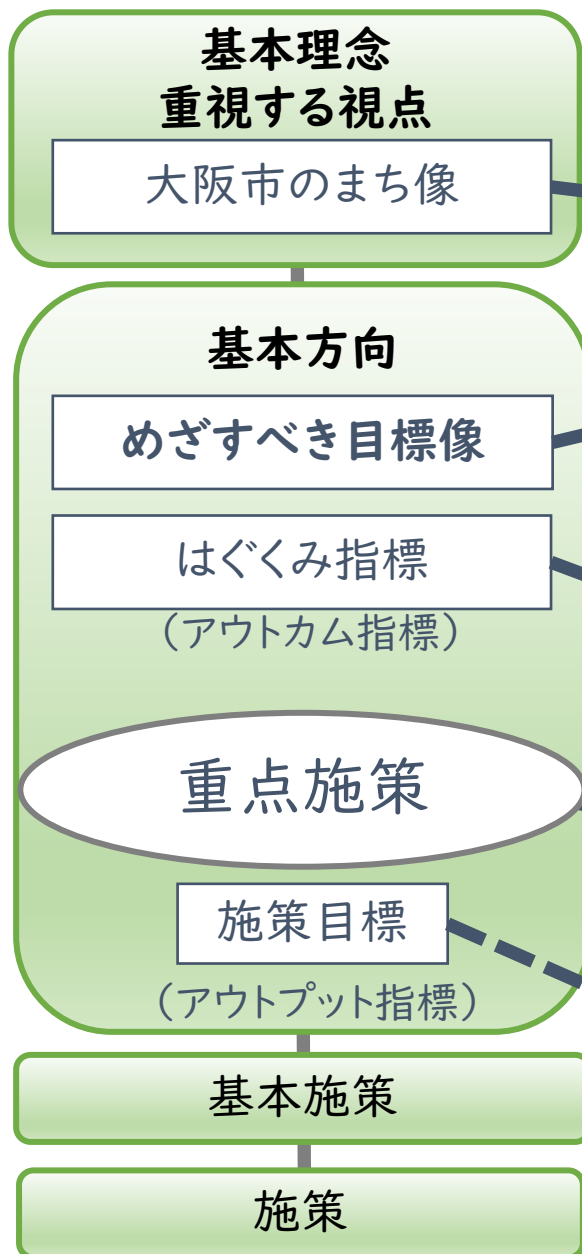
青少年：学童期から青年期までの者（6歳～おおむね30歳未満）

若者：思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象（12歳～40歳未満）



大阪市こども計画 基本的な考え方

大阪市こども計画の構成



- 大阪市こども計画の柱建て等の基本構成は、第2期計画を踏襲
- 基本理念や重視する視点、まち像、基本方向等の記載については、こども大綱及び大阪府子ども計画等を勘案して改定

計画における10～20年後の最終的にめざすまちの状態

5年を念頭に基本方向によって実現しようとする「大阪市のまち像」に近づいた状態または寄与する状態

「めざすべき目標像」を客観的に測定できるよう数値化した成果指標

「はぐくみ指標」の実現のために目標年次までの期間で最も有効と考えられる方策

「重点施策」の活動量や活動実績を測る指標

大阪市こども計画 基本理念

これまでの計画の改正履歴

※下線が前計画からの改正箇所

◆大阪市次世代育成支援行動計画（前期計画）H17～H21

将来の大阪を担う次世代の育成を図るため、すべての子どもが国籍、性別、障害の有無、生まれ、育つ環境に関わらず人権が尊重され、夢や希望をもって個性や可能性を伸ばすことができる環境の形成や、こどもを生み、育てたいと考えている家庭と子育て家庭をさまざまな形で支援することにより、子育てが喜びとして感じられ、安心してこどもを育てることができる環境の整備を、行政はもとより、家庭と地域社会・児童福祉施設・学校園・企業等が力を合わせ社会全体として取り組むべく施策を進めていきます。

◆大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）H22～H26

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現します。

◆大阪市こども・子育て支援計画 H27～H31（前計画から変更なし）

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現します。

◆大阪市こども・子育て支援計画（第2期）R2～R6

こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

これまでも国の動向や時勢のトレンドに合わせ表現を変更

こども大綱（こどもまんなか社会）
の理念を勘案して変更

大阪市こども計画（改正案）

こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

大阪市こども計画 重視する視点

- こども大綱及び大阪府子ども計画等を勘案するとともに、今年度こども・子育て支援会議（部会含む）における委員意見を反映して改正（今回、重視する視点6及び7について、第1回こども・子育て支援会議の委員意見を反映し、市民を含む全体で取り組む観点を追加）

※下線は第2期計画からの改正箇所、マーカーは第1回こども・子育て支援会議からの変更箇所

1 こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視します。

2 すべてのこども・若者と子育て当事者が対象です

一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援や、各家庭の状況に応じた個別支援など、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

3 こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します

すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障され
るとともに、教育を受ける機会が等しく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切に、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

4 こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

5 長期的な視野に立って切れ目なく支援します

こども・若者は社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こども・若者の幸せな未来を志向し、乳幼児期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据え、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく長期的な視野から支援します。また、結婚、妊娠前から妊娠期、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します。

6 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かして生きるよう取り組みます。

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、従来から「人と人とのつながり」による住民相互の「声かけ」、「見守り」、「助けあい」、「支え合い」があり、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・若者をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多様な社会資源が集積しています。こうした大阪 市が持つ強みを最大限に生かして生きるよう取り組みます。

7 仕事と生活の調和を可能とする取組を社会を実現全体で推進します

企業や関係機関等と連携し、市民一人ひとりが、希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ち、希望と意欲に応じて活躍することができるよう、企業や関係機関と連携し、社会全体で仕事と生活の調和を可能とする取組を推進します。また、社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができる社会をその実現に向けて取り組みます。

8 社会総がかりでこども・若者をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・若者は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長し、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。また、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見・対応し、すべてのこども・若者を健やかにはぐくんでいくためにも、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、一体となって、社会総がかりで取り組んでいきます。

大阪市こども計画 大阪市のまち像

- こども大綱、大阪府子ども計画等を勘案した上で、本市各計画や市政運営の基本方針等から、10～20年後のめざすまち像を考察し、今年度こども・子育て支援会議（部会含む）における委員意見を反映して改正

※下線は第2期計画からの改正箇所

「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進し、 『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』	
1. 笑顔がはじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち	●すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として幸せな状態を実感しながら成長できる すべてのこども・若者の安全・安心が守られ、どのような家庭環境、経済状況にあっても、こども・若者が分け隔てなく大切にされ、夢を追い求めることができ、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感することができる。
2. こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち	●不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる 地域や学校・関係機関等が、密接にネットワークを形成し協働しながら、貧困、児童虐待、いじめ等を予防し、早期発見・対応する仕組みや、気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、当事者に寄り添ったプッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・若者を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、こども・若者が心身ともに健やかに育つことができる。 ●安全が守られ、安心して、こども・若者が社会の中で生活を送ることができる こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報や犯罪被害、事故などからこども・若者の安全を守る仕組みが整い、すべてのこども・若者が安心して社会の中で生活を送ることができる。
3. 子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち	●身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる 子育て当事者が地域で触れ合える機会をさらに充実させることにより、子育ての仲間が得られ、身近なところで相互に声をかけ合い、つながり、支え合い、出産や子育てに安心を感じることができる。また、デジタル技術の活用により、子育て当事者が、出産や子育て等の必要な情報に素早く簡単にアクセスし、様々な行政手続きをストレスなく行うことができるようになり、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる。 ●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる 経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだり、家庭内において育児負担が偏ることなく、希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができる。

大阪市こども計画 基本方向

大阪市こども計画（改定案）

- こども大綱及び大阪府子ども計画等を勘案し、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、「こどもの誕生前から乳幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」のライフステージ別に設定
- こども・若者の権利や命を守る取組、環境整備など、すべてのライフステージに渡る縦断的な重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項については、別途基本方向を設定

第2期計画

基本方向1

こども・青少年の「生きる力」を育成します

次代の大阪を担うこどもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。

基本方向2

安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、こどもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

基本方向3

こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

すべてのこどもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、こどもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

大阪市こども計画 改定案

基本方向1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

基本方向2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

基本方向3 ～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

基本方向4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

基本方向5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標、施策体系

- 5つの基本方向ごとに「めざすべき目標像」を設定し、その達成状況を測定する成果指標として、それぞれの目標像に合わせて「はぐくみ指標」を設定する。

～大阪市こども計画におけるはぐくみ指標の考え方～

- ✓ 現時点で大阪市こども・子育て支援計画（第2期）の目標未達成の指標については、原則大阪市こども計画のはぐくみ指標として、新たな目標像に合わせて継承することとするが、関連計画で目標値を設定している指標については、当該計画との整合性を図る
- ✓ すでに目標を達成している指標については、目標像や関連計画との整合性を保ちつつ、はぐくみ指標としての妥当性を検討
- ✓ 大阪市こども計画で新たに設置した基本方向及びめざすべき目標像には、新たなはぐくみ指標を設置
- ✓ 第1回教育・保育・子育て支援部会の議論等を受けて、重要課題として目標設定すべき事項については、新たなはぐくみ指標を設置

- 「はぐくみ指標」に加え、毎年度の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」とそれに関連する事業ごとの「施策指標」を設定する。
- 「施策指標」の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善等を図る。

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標、施策体系

基本方向Ⅰ ～こどもの誕生から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

以下、下線部分は第2期計画にはなく、新計画で追加する新たな要素
マーカー部分は第1回こども・子育て支援会議からの変更箇所

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、安心して妊娠・出産することができる。 ■ 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。	妊婦健康診査の受診率 ※新たな基本方向であるため指標創設	新設	83.7%	84.5%
	「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合 ※第2期計画の基本方向2の指標を継承(就学前児童のみ)	就学前児童 94%	84.8%	94%

基本施策	施策	主な取組
(1) 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実	施策1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します 【重点施策】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実	妊娠健康診査、赤ちゃんへの気持ち質問事業、多胎児家庭外出支援事業、4歳児訪問事業、産後ケア事業、性と健康の相談センター事業、不妊治療費等助成事業、母親教室、父親の育児参加啓発事業、プレコンセプションケア、不育症治療支援事業
	施策2 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します 【重点施策】こどもの健康や安全を守る仕組みの充実	乳児一般健康診査、3か月児・1歳6か月児、3歳児健康診査事業、4・5歳児発達相談事業、新生児聴覚検査 感染症に関する正確な知識の普及啓発
(2) 多様な教育・保育サービスの充実	施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します 【重点施策】乳幼児期の教育・保育内容の充実	公私幼保合同研修・研究、保育士等キャリアアップ研修事業、就学前教育カリキュラムの普及と活用、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続推進、就学前児童を対象とした施設等における読書活動の推進
	施策2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します 【重点施策】待機児童を含む利用保留児童の解消 【重点施策】在宅等育児への支援	保育所等の整備、保育人材の確保対策、地域型保育事業連携支援 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、一時預かり事業(幼稚園在園児以外対象)
	施策3 保育の質を向上します 【重点施策】安全・安心な保育の提供	保育所等の事故防止の取組強化事業(巡回指導等)、保育サービス第三者評価受審促進事業、認可外保育施設の指導監督強化、アレルギー対応等栄養士配置事業 (再掲) 保育人材の確保対策

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標、施策体系

基本方向2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。
また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案*
■ すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。 ■ こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、こども・若者の成長を支える環境が整っている。	「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合 ※第2期計画の基本方向1の指標を継承	小学生 80% 中学生 80%	84.1% 82.2%	77% 77%
	「将来の夢や目標をもっている」と答えるこどもの割合 ※第2期計画の基本方向1の指標を継承	小学生 85% 中学生 85%	82.2% 63.1%	80.5% 70.0%
	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する子どもの割合 ※目標達成及び新たな指標創設により削除	小学生 74% 中学生 74%	82.3% 83.0%	削除
	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答するこどもの割合 ※第1回部会の意見を考慮して創設 (指標は教育振興基本計画の最重要目標を引用)	新設 (参考)教育振興基本計画 小学生 85% 中学生 82%	82.0% 81.6%	85% 82%

*新たな目標値は教育振興基本計画と同数値とする

基本施策	施策	主な取組
(1)こども・若者が自立して生きる力の育成	施策1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します 【重点施策】成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実	こども夢・創造プロジェクト事業、地域こども体験学習事業、習い事・塾代助成事業、児童いきいき放課後事業、留守家庭児童対策事業、キッズプラザ大阪、トップアスリートによる「夢・授業」、総合型地域スポーツクラブ設立及び活動支援事業、こども文化センター。青少年センター、第一級の芸術にふれる機会の充実、おおさか子ども市会
	施策2 社会で共に生きていく力を育成します 【重点施策】道徳心・社会性の育成	道徳教育の推進、キャリア教育の充実、特別支援教育の充実、防災・減災教育の推進、多文化共生教育の推進、消費生活に関する情報や消費者教育に関する機会の提供、環境を守る意識の醸成
	施策3 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します 【重点施策】学力の向上	学力向上支援チーム事業、理数教育の充実、全市共通テスト等の実施と分析・活用
	施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します 【重点施策】健康や体力の保持増進	こどもの体力向上支援、部活動の改革、学校における食育の推進、地域スポーツ施設の管理運営、薬物関連問題相談、食に関する相談指導の推進
	施策5 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します	保護者や地域住民に開かれた学校園の運営、地域学校協働活動の推進、家庭教育に関する情報提供や学習支援
(2)こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実	施策1 思春期のこども・若者の健康を守る取組を充実します	健全母性育成事業、思春期関連問題相談、たばこに関する正しい知識の普及啓発
	施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応のための仕組みを充実します 【重点施策】いじめへの対応	いじめ・問題行動への対応、スクールカウンセラー事業
	施策3 不登校等の未然防止、早期発見、適切に対応する仕組みを充実します 【重点施策】不登校等への対応	不登校等への対応、教育相談事業

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標、施策体系

基本方向3 ～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
■ 若者が経済的な不安なく、夢や希望を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自分らしく生きる。 ■ 若者が何度でもチャレンジし、安心して社会とかかわり、自らの意思で将来を選択することができるようサポートする仕組みが整っている。	<u>「あなたは自分がかげがえのない存在だと思いますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合</u> ※新たな基本方向であるため指標創設	新設	57.5%	60.0%
	<u>「あなたは、将来こんなことがしたい、こんな人になりたい、こうなりたいという将来の夢をお持ちですか」に対して、肯定的に回答する若者の割合</u> ※新たな基本方向であるため指標創設	新設	58.5%	66.0%

基本施策	施策	主な取組
(1) 若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実	施策1 若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します 【重点施策】自己の個性や適性を生かした進路開拓支援	しごと情報ひろば総合就労サポート事業
	施策2 社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します 【重点施策】社会参加に困難を抱える若者への支援	若者自立支援事業(コネクションズおおさか)、高校中退者への支援策、ひきこもり相談支援事業、生活困窮者自立支援事業、困難な問題を抱える女性支援推進等事業
(2) 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援	施策1 若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します	(再掲)性と健康の相談センター事業、(再掲)プレコンセプションケア、(再掲)不妊治療費等助成事業

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標、施策体系

基本方向4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境に関わらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
■ 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。 ■ さまざまな支援が必要なこども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。 ■ <u>こども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、こども・若者が健やかに成長する。</u>	「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合 ※第2期計画の基本方向3の指標を継承	就学前児童 20% 就学児童 20%	31.0% 26.9%	20% 20%
	社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア） ※第2期計画の基本方向3の指標を継承	83.3%	63.8%	100% 社会的養育推進計画と同一目標
	「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合 ※第2期計画の基本方向3の指標を継承	就学前児童 70% 就学児童 70%	57.8% 61.2%	70% 70%

基本施策	施策	主な取組
(1) 虐待の被害からこども・若者を守る仕組みの充実	施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します 【重点施策】児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業、児童虐待防止対策研修事業、未就園児等全戸訪問事業、児童虐待防止関係機関連携強化事業、妊産婦等生活援助事業、児童虐待ホットライン等の虐待通告・安全確認事業
	施策2 虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します	家族再統合（親子関係再構築）支援事業
(2) 社会的養育を必要とするこども・若者の養育環境の充実	施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します 【重点施策】里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進	里親子への一貫した支援体制の構築・里親委託推進事業、小規模住宅型自動養育事業（ファミリーホーム）、児童福祉施設の小規模化
	施策2 家庭支援及びこども・若者の自立支援の仕組みを充実します	施設退所児童等に対する指導や支援、児童自立生活援助事業

次ページへつづく

(3) こどもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実	施策1 こどもの貧困対策を推進します 【重点施策】こどもの貧困の解消に向けた取組の推進 ➤ <u>子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画として、別途強ちに施策を推進していく必要があるため、本計画の別冊として「大阪市こどもの貧困対策推進計画（第2期）」を策定</u>	大阪市こどもサポートネット、こども支援ネットワーク事業、こどもの居場所開設支援事業
	施策2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します 【重点施策】障がいのあるこどもと家庭への支援	障がい児保育事業、私立幼稚園における特別支援教育の充実、発達障がい者への支援、重症心身障がい児(者)への支援、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業
	施策3 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します 【重点施策】外国につながるこどもと家庭への支援	外国人のための相談、識字・日本語教育の推進、ヤングケアラー外国語通訳派遣事業
	施策4 ヤングケアラーへの支援を推進します 【重点施策】ヤングケアラー支援の推進	寄り添い型相談支援事業、ヤングケアラー外国語通訳派遣事業、(再掲)スクールカウンセラー事業、(再掲)家事・育児訪問支援事業、(再掲)いじめ・問題行動等への対応(スクールソーシャルワーカーの配置)
	施策5 こども・若者の自殺対策	ゲートキーパー養成研修
	施策6 こども・若者が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります	市職員による安心パトロール事業、「こども110番の家」、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
(4) こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進	施策1 こども・若者の成長を支える医療体制等を充実します	こども・医療費助成事業、小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業、休日・夜間急病診療所の運営事業、救急安心センター事業
	施策2 地域における多様な担い手を育成します	地域活動協議会、民生委員・児童委員・主任児童委員、青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進、子ども会活動の推進、多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進
(5) こどもの権利を保障する取組の推進	施策1 すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します 【重点施策】こどもの権利擁護の取組	未成年後見人支援事業、社会的養護と一時保護所で生活するこどもの権利擁護の推進、こども・若者の声、こども・若者に関わる施策検討におけるこども・若者の参画及び意見聴取の取組

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標、施策体系

基本方向5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
■ <u>子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心してこどもと向き合い、育てることができる。</u>	子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合 ※第2期計画の基本方向2の指標を継承	就学前児童 80% 就学児童 80%	<u>80.8%</u> 73.4%	<u>90%</u> 80%
	母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合 ※第2期計画の基本方向2の指標を継承	46.1%	45.6%	50.1% ひとり親家庭等自立促進計画と同一目標
	「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合 ※新たな基本方向であるため指標創設	新設	<u>61.9%</u>	<u>65%</u>

基本施策	施策	主な取組
(1) 身近な地域における子育て当事者への支援の充実	施策1 子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します 【重点施策】誰もが安心して子育てできる取組の充実	男女共同参画センター子育て活動支援館、子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)、利用者支援事業(基本型)、こども家庭センターの運営、ブックスタート、子育ていろいろ便利帳、赤ちゃんの駅事業
(2) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	施策1 子育てにかかる経済的負担を軽減します 【重点施策】子育てにかかる経済的負担の軽減	幼児教育・保育の無償化、(再掲)習い事・塾代助成 児童手当、実費徴収にかかる補足給付事業、学校給食費の無償化、教育費等の負担軽減
(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実	施策1 ひとり親家庭への支援を充実します 【重点施策】ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業、養育費確保のトータルサポート事業、ひとり親家庭サポーター事業、ひとり親家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭専門学校等受験対策事業
(4) こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	施策1 こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度、子育て安心マンション認定制度、市営住宅への優先入所、住区基幹公園の整備、通学路等の交通安全対策の推進、公園遊具等の点検、防火防災の体験型研修の充実強化、食の安全・安心に関する情報提供の充実
(5) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進	施策1 仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します 【重点施策】仕事と子育てをともに選択できる仕組みの充実	「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業、大阪市立男女共同参画センターにおける講座の実施